

称号授与取扱要領

(目的)

この要領は、公益社団法人日本全職業調理士協会称号授与規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、称号の授与に係る手続き等について定めることにより、授与が円滑に行われることを目的とする。

(称号授与の資格要件)

- 1 規程第3条第1号の錬匠に該当する調理師は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 調理技能士の資格を取得後、10年以上が経過した者
 - (2) 優秀技能を事由として、厚生労働大臣表彰を受賞した者(都道府県知事表彰を含む ※即ち、都道府県の名工等卓越した技能を持つ第一人者としての表彰であること。)
 - (3) 全技連マイスターの認定者(都道府県知事の卓越技能者を含む。)
 - (4) 調理従事歴20年以上の者で、前号と同等の技術を有すると認められる者
- 2 規程第3条第2号の範匠に該当する調理師は、錬匠を授与された後、引き続き10年以上にわたり調理に従事した者であって、錬匠授与者と比較して、技術の進歩、発展又は拡大が顕著に認められる者。ただし、次のいずれかの者となった場合は、範匠授与の資格を取得したものとする。
 - (1) 優秀技能を事由として、叙勲、褒章を受賞した者
 - (2) 厚生労働大臣が卓越した技能者として表彰した者
 - (3) 調理従事歴30年以上の者で、前号と同等の技術を有すると認められる者

(推薦の手続き)

- 1 規程第4条第1項による推薦は、様式1により行うこととする。

(授与者の公表)

称号を授与された者は、当協会の機関誌により公表するものとする。

(資格喪失・退任及び称号証書の返還)

規定第6条の有効期間の経過による称号資格の喪失及び称号証書の返還は様式2により行うこととする。

(改廃)

この要領の改廃は、執行理事会議の決議を経て行う。また改廃について理事会に報告する。

- 1 この要領は、平成27年11月 1日から実施する。
- 2 ※解釈追加：令和 元年 5月17日
- 3 この要領は、令和 3年 1月18日から実施する。